第十三条第二項第一号ト	算定政令第五条第四項第二号イ又はロ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号イ又はロ
第十三条第二項第一号リ	算定政令第五条第四項第三号	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第三号
第十三条第二項第一号ヌ	算定政令第五条第五項第二号	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号
第十三条第二項第一号ル	給付費割合から算定政令第五条第五項第二号イ又はロに掲げる割合	給付費割合に算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イ(1)又は(2)に掲げる割合を加えた割合から一
第十三条第二項第一号ヲ	給付費割合から算定政令第五条第五項第二号イ又はロに掲げる割合	給付費割合に算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号イ(1)又は(2)に掲げる割合を加えた割合から一
第十三条第二項第一号ワ	算定政令第五条第五項第三号ホ	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホ
第十三条第二項第二号及び第三号	二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額 イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に	二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額、ニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額及びトに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、トに掲げる額からチに掲げる額を控除した額）にリに掲げる割合を乗じて得た額の合算額 イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
第十三条第二項	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令第五条第四項第二号に規定する額 三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号に規定する額 三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額 イ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読